

対策名	現金給付			法人税等納税猶予	政策金融公庫	県制度融資	固定資産税
	30万円	200万円	100万円				
内容	所得減少に伴い現金20万円を給付。 給付金は非課税。	中小企業に、 最大200万円。	個人事業主に、 最大100万円。	無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例。 担保不要で延滞税は免除。社会保険も適用される。4月末中間申告は通常通り。	20年以内返済(設備) 15年以内返済(運転) 融資限度額3億円 実質3年間無利子で無担保	10年以内返済、 融資限度額8,000万円 利子を翌年度に補助金として支給 (実質3年間無利子) 保証協会の保証必須	業績が落ちた企業の固定資産税をゼロか半減させる。 減免する業種は限定なし。 措置の対象は来年2021年の固定資産税となる。
要件	一律10万円の給付が確定しました。 4月27日付で住民基本台帳に登録がある人を対象とした給付となりました。 5月を目途に、マイナンバーカード所有者はWEBにより、その他の人は郵送もしくは市町村窓口で受給手続きとなります。	<p>売上高が前年同月50%未満に減少したことが条件。</p> <p>給付額：前年の総売上高（事業収入）－ （前年同月比▲50%月の売上高×12か月）</p> <p>対象月：令和2年1月以降</p> <p>※詳細は下記相談ダイヤル又は当事務所にお問い合わせください。</p>		<p>①令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が20%以上の減少した場合</p> <p>②一時の納税が困難と認められる場合に適用。 半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し対応。</p>	<p>①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していれば利用可。</p> <p>②15%以上減少している場合は特別利子補給制度により3年間は無利子となる。(1億円以下貸付分)</p>	<p>①最近1カ月の売上が、前年比較し10～20%以上減少していれば利用可。</p> <p>②15%以上減少している場合は県が利子を全額負担し無利子となる。(10%以上減少でも適用の場合あり)</p>	令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて減少した中小企業を対象。 3割以上減なら半額、5割以上減ならゼロに。
窓口	<p>持続化給付金の申請用HPより電子申請が原則 （郵送受付は無し）</p> <p>相談ダイヤル 0570-783183（あまり繋がりません）</p>			所轄の税務署	日本政策公庫 事業資金 相談ダイヤル 0120-154-505	県制度融資取扱金融機関にて対応	市役所の固定資産税担当課
必要書類手続き	<p>申請必要書類（WEB上で添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座番号の分かるもの（通帳の写し） ・2019年の確定申告書類の控えから三枚（法人、個人で異なります。） ・減収月の事業収入を示した帳簿等 			収支等を示す書類の提出が必要。（詳細は未定） 困難な場合は、口頭説明も可。5月以降変更の可能性大	HPにて必要書類をダウンロード	<p>上述②については予算枠の限度額となり。一時的に取り扱いが終了しましたが、新たに予算が組まれ再開される予定です。 詳細は別紙2をご参照</p>	現在は未定
申請時期	<p>申込開始は令和2年度補正予算の成立翌日 （最速5月1日？）から令和3年1月15日まで</p>			時期は未定	<p>申込から入金まで1か月以上はかかります。早めに申込してください。</p>		時期は未定

※太字が今回の更新箇所となります。